

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和元年 12 月 3 日（火）

白井市役所東庁舎 3 階会議室 302

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第 1 号 令和元年度白井市小中学校職員の人事異動方針について

議案第 2 号 平成 31 年度教育費補正予算（第 8 回）に係る意見聴取について

7. 協議事項

協議第 1 号 桜台小・中学校の自校式給食の見直しについて

8. 報告事項

報告第 1 号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

9. 委員質疑 （1）スクールカウンセラーについて

（2）井戸水を使用している学校について

10. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

委員 齊藤 豊

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 小泉 淳一

教育部参事 鈴木 直人

教育総務課長 板橋 章

生涯学習課長 石戸 啓夫

文化センター長 石田 昌弘

書記 山本 麻奈美

書記 檜原 拓真

午後 2 時 0 0 分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから令和元年第 1 2 回白井市教育委員会定例会を開催します。

本日の出席委員は 4 名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は 5 名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2 番、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

高倉委員と齊藤委員に署名をお願いします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3、前回会議録の承認。

前回の会議録の承認を行います。訂正などがありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員報告

○井上教育長 続きまして、4、委員報告。

委員報告を行います。各委員からお願いします。

○小林委員 11月30日に、小・中学校の優秀生徒を表彰する文化祭の表彰式がありました。例年どおり、市長、教育長、議長賞の3長賞の値する生徒を表彰しました。当日、まちサボひろば等あって来られなかった生徒も数名いたのですけれども、大体は参加できまして、保護者と一緒によい時を持てたと思います。これからもますますよい作品がつくれ、またこの表彰によって、それが励みになっていけばいいなと思いました。

以上です。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○川嶋委員 11月22日に、北総教育事務所の次長訪問に同行してまいりました。午前中は大山口中学校、午後は七次台小学校へ行ってきました。両校とも児童・生徒数増の学校で、一クラスの参観は2分半とか3分ぐらいだったのですけれども、学校全体の活動の様子がよく伝わってきました。2学期が始まりまして、落ち着いて学習に取り組む姿や、クラスメート同士、またクラス同士のまとまりが感じられたり、あと学級担任、また教科担当の先生との距離感というのが、とても良いなというのを両校とも同じように感じました。非常に学校生活が充実しているというような姿がお見受けできたのが、とてもうれしかったです。

両校ともちょっと気になったのは、長期欠席のお子さんが増加傾向なのかなと感じました。学校ごとに働きかけがなされているというお話が校長先生からありましたので、今後とも継続して、そういった子供たちの気持ちに寄り添った指導をしていただけたらと思いました。

以上です。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

○高倉委員 12月2日日曜日に、千葉工業大学で行われました千葉県人権ユニバーサル事業によるプログラムで、「教育とLGBT」というシンポジウムに行っていましたので、簡単に報告いたします。

これは共催で船橋市と柏市があつて、県の教育委員会も共催という形の人権教育にかかわる話になっております。実際、柏市は、制服をいろいろ選べるようにするという事で、一時話題になった自治体なのですが、そちらで教員研修を積極的に進めていらっしゃる教頭先生がお話してくださいました。それから船橋市からは、実際に中学校の授業をしていらっしゃる先生が、その授業の様子について報告してくださいました。

ほかにも、いわゆるLGBT当事者の方、そのご家族の方という形で、いろいろな立場の方がシンポジウムに参加して発表した上で、後半パネルディスカッションというのもありまして、大変勉強になりました。

中でも、県の教育委員会で、人権教育の一環としてLGBTの研修を進めているということでしたので、白井市でもぜひ進めていってほしいと思いました。やはり当事者の方から、教員の方からの声でも、非常にこの問題が難しいというのは、簡単なカテゴリー分けができない。いわゆるマニュアルどおりにはいかないというところで、一人一人それぞれ当事者で困ること、悩むことというのが違うために、理解を深めつつもマニュアル化しないという現場の対応が大変難しいという話が学校の先生のほうからありましたので、そういった難しさも共有しつつ。ただ、昨今いろいろ問題が見えるようになってまいりましたので、ぜひ研修を進めてほしいと思いました。

以上です。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○教育長報告

○井上教育長 それでは5番、教育長報告。

私から教育長報告を行います。

11月6日に、第三部会小中学校音楽発表会、本市のなし坊ホールで行われましたけれども、この第三部会というのは、印旛郡の中が五つのブロックに分かれていて、印西市と白井市、この2市が第三部会と呼んでいます。この小中学校の音楽祭は、それぞれ印西市、白井市、独立して行われているのですが、白井市の小中学校の代表の児童生徒からの演奏がございました。

11月8日、印旛地区の教育長会議に参加いたしました。ここで一つ、成人式のあり方について教育長会の中で情報交換を行いましたけれども、本市は、先日の新聞でも報道されたように、二十歳で行うという決定をこの教育委員会議で行いました。他市の状況は、これから考えるというところがほとんどだったということで、白井市はそういう意味では、決定するのが早かったのかなと思っております。

11月16日、池の上小学校の30周年記念式典に参加いたしました。

11月21日、白井市の学校保健会の健康奨励賞の授賞式に参加いたしました。

11月30日、市民文化祭の授賞式に参加いたしました。

最後に、先日行われました12月1日、印旛駅伝競走大会を見学いたしました。これは大人の部と中学生の部、男女ありましたが、白井市のAチームが、郡で第4位という素晴らしい健闘を見せてくださいました。

私からは以上です。

委員報告及び教育長報告につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」。これは白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、それぞれ非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第1号については非公開といたします。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により小林委員を指名したいと思います。

小林委員には、6の議決事項、7、協議事項、8、報告事項、9、委員質疑に係る議事の進行についてよろしく願いいたします。

○小林委員 ただいま教育長より指名されました小林です。

これより6の議決事項、7の協議事項、8の報告事項、9の委員質疑に係る議事の進行を行いますので、ご協力をお願いします。

議案第1号 「令和元年度末白井市小中学校職員の人事異動方針について」

○小林委員 それでは、6の議決事項についてお願いします。

議案第1号 「令和元年度末白井市小中学校職員の人事異動方針について」説明をお願いします。

○小泉教育部長 それでは、議案第1号 「令和元年度末白井市小中学校職員の人事異動について」ご説明をいたします。

本案は、令和元年度末白井市小中学校職員の人事異動について、別添令和元年度末及び令和2年度白井市小中学校職員人事異動方針を策定するとともに、本方針に基づき、教育長が代表して人事及び内申事務を行うため、案するものでございます。

裏面1ページをご覧ください。

市内の小中学校職員の人事異動につきまして、2ページから3ページにございます千葉県教育委員会、令和元年度末及び令和2年度公立学校職員人事異動方針に基づき各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、市民に信頼される学校づくりや魅力ある学校づくりを推進し、本市教育の一層の振興に資するよう、次の方針によって行うものです。

一つ目は、心身ともに優れた人材を確保し、職員の資質向上を図るとともに、教育効果を高め、調

和的な学校運営が行われるように適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。

二つ目に、学校運営の充実・刷新を図るため、女性管理職の積極的な登用を含め、管理と指導に優れた適任者の管理職等への配置に努める。

三つ目に、学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するために、必要に応じて主幹教諭を配置する。

四つ目に、学校組織の活性化、本市教育の進展に資するため、積極的に新規採用職員を配置する。

最後に五つ目ですが、同一校7年及び新規採用より同一校5年勤務する者は、積極的に配置換えを行う。

昨年度までの方針と比べまして、上から4行目に、「魅力ある学校」とありますが、昨年度まではここは「特色ある学校」となっておりました。なしビジョンにある、通ってよかった、通わせてよかった、勤めてよかった白井の学校の実現に向けて、「魅力ある学校」の文言に変えました。

また、方針の2ですが、3ページ中段の県の方針を受けまして、「女性管理職の積極的な登用」という文言を加えました。

方針3の主幹教諭について、少しご説明申し上げます。

主幹教諭は、平成19年の学校教育法の改正に伴って設けられた学校における新しい職の一つでございます。ほかには副校長等もございます。自校の実態や実情に応じた学校の組織運営体制や学校体制の充実を図ることが、この主幹教諭に期待をされております。あわせて、これからの学校を支えるミドルリーダーとなる教職員の育成にもつながると考えておりまして、本市では力を入れて進めているところでございます。

なお、本年度、主幹教諭は、大山口小学校、清水口小学校、南山小学校、七次台中学校、4校に県のほうから配置をいただいております。

以上でございます。

○小林委員 ありがとうございます。

この議案第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 先ほどご説明の中で、白井市の方針としては、ほぼ去年と同様で、幾つか加えていただいたというご説明ありましたが、県の方針で何か昨年と違うところというのはありますでしょうか。基本的には同じ方向ということによろしいでしょうか。

○小泉教育部長 県の方針にも多少の変更がありますけれども、大きなところは、先ほど申し上げたように、女性管理職の登用という部分が大きなところでございましたので、それを市にも反映させていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○小林委員 ほかにご質問ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、ご質問等はないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

議案第２号 「平成３１年度教育費補正予算（第８回）に係る意見聴取について」

○小林委員 続きまして、議案第２号 「平成３１年度教育費補正予算（第８回）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○板橋教育総務課長 「平成３１年度教育費補正予算（第８回）に係る意見聴取について」。

本案は、令和元年第４回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき意見を求められたことによります。

裏面をご覧ください。

平成３１年度１２月補正一覧でございます。全て一般会計、歳出でございます。

科目は９款１項２目、９款２項１目、９款３項１目、９款４項１目、９款４項５目、９款５項１目とありますが、全て人件費の補正でございます。

補正内容としましては、８月７日に人事院勧告、１０月１０日に千葉県人事委員勧告がありまして、それらを受けまして給与改定を行うものと、また手当、こちらには、現員現給も少し絡んでおりますけれども、基本的には人事院勧告等受けての人件費の改正でございます。金額は、合計で現計予算が４億９，８２４万円、支出予定額が４億９，８７７万円で、補正額が５３万円となります。内容が全部一緒なので、簡単ですけれども、説明は以上です。よろしくお願いします。

○小林委員 ありがとうございます。

議案第２号について、ご質問等ありましたらお願いします。

○齊藤委員 恐らくこれは人件費ですので、給料だとは思うのですが、生涯学習課と文化センターが減になっていますけれども、この理由をお聞かせいただけますか。

○板橋教育総務課長 生涯学習課は共済費で減になっていまして、これは標準月額報酬というのが年度当初決められるのですけれども、ここに変更が生じたものです。文化センターは通勤手当が、通勤経路が変わった職員がいて、そこで減になったものでございます。

以上です。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○小林委員 ほかにご質問等はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小林委員 ご質問等ないので、議案第２号についてお諮りします。

議案第２号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、議案第２号は原案のとおり決定します。

協議第１号 「桜台小・中学校の自校式給食の見直しについて」

○小林委員 次に、７の協議事項についてお願いいたします。

協議第１号 「桜台小・中学校の自校式給食の見直しについて」説明をお願いします。

○小泉教育部長 それでは、協議第１号 「桜台小・中学校の自校式給食の見直しについて」ご説明申し上げます。

桜台小・中学校の自校式給食の見直しについて、今後の方向性を協議する。

裏面の協議事項の説明に入る前に、１１月２５日に桜台小学校で実施しました１０月から３回目と

なります保護者代表との話し合いについて、報告をさせていただきます。

参加者は中学校 10 名、小学校 11 名、計 21 名の保護者の代表の方々と約 2 時間の話し合いを行いました。

いただいた意見を要約しますと、食育について、自校式給食があって桜台の食育ができている。今の食育を維持してほしい。よいところを他校へ広げてほしい。学校給食センターと桜台小・中学校給食の加工食品の使う割合に関する意見や、桜台小・中学校の衛生管理でも十分安全ではないかという意見、また他市の自校給食の情報や、本市の財政状況、災害時の対応等についてもご意見をいただきました。さらに、今のこの声を市長さんに届けてほしい。この気持ちを直接市長さんに伝えたいということや、現時点ではまだ判断するには早いのではないか。もっと話し合いの時間をつくってほしいというご意見もいただきました。

これまでの説明会や話し合いを通して、事務局としましては、桜台小・中学校の児童・生徒にもより安心・安全な給食を提供したいという趣旨、また施設設備の老朽化に課題があることについて説明をしてきており、これらのことについては、一定の理解はしていただいたと思いますが、自校式を存続してほしいという意見が多数でした。

それでは、協議事項について説明をいたします。

裏面をご覧ください。

協議事項としては、次の 1 項目です。桜台小・中学校の自校式給食を学校給食センターに移行することについては、その時期を令和 3 年度から予定していたが、令和 3 年度以降も当分の間、現状のままとし、同校の学校給食のあり方について改めて検討する。

このような協議事項となった理由につきまして申し上げます。

先ほど説明した 11 月 25 日の話し合いを含め、これまでの説明会や保護者代表の方々との会議、PTA によるアンケートなどから、現時点では保護者の方々の理解を十分得られていないと判断いたしました。また、保護者の方々の間でも意見が分かれ、集約に至っていない状況だと思われます。

このような状況の中、このまま移行を進めることは、保護者との信頼関係を損なう恐れがあるのではないかとと思われること、さらに教育委員の方々とも教育委員会議などで意見交換をさせていただいており、さきの教育委員会議では委員さんからも、強引に進めないほうがよいのではないか等の意見をいただいております。これらのことから、先ほど申し上げた協議事項となりましたので、協議のほどよろしくお願いいたします。

○小林委員 ありがとうございます。

協議第 1 号について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○齊藤委員 まず確認なのですが、この自校式給食の見直しというところで、この見直しというのは、どうしてこういう題名になったのかというのを確認していただきたいと思いました。

○鈴木教育部参事 桜台小・中学校の自校式給食の見直しというこの表題なのですが、平成 30 年 8 月に財政推計の見直しと財政健全化の取組、その項目の中で、桜台小・中学校の自校式給食の見直しという表題になっております。そちらからの表題となっております。

以上です。

○小林委員 そのほかにご質問等ございますか。

○齊藤委員 ありがとうございます。

それと、協議事項の一番最後の3行目から2行目、同校の学校給食のあり方について、改めて検討と書いてありますけれども、これにつきましては、どんな形で検討されていくのかというのを確認したいと思います。

○鈴木教育部参事 今後、改めて検討するということにつきまして、お答えします。市では、白井市行政経営改革実施計画を策定しております。本計画では、桜台小・中学校の効率的で安全な学校給食のあり方の調査検討を行うと記されていることから、今後は同計画に沿って進めなければならないものと捉えております。

なお、本計画は、有識者や市民などで組織する行政経営改革審議会での審議やパブリックコメントなどを受けて策定された計画です。

以上です。

○小林委員 ほかにご質問等ありますか。

○高倉委員 そうしますと、桜台については、小中ともに調理委託という形で委託の契約があると思いますけれども、この契約自体はどうなっていますか。また今後どうなっていくますか。

○鈴木教育部参事 桜台小・中学校の調理委託につきましては、令和2年7月末で終了することになっております。例年ならば令和2年8月から3年間の委託契約に向け、この12月補正予算で委託契約に関する予算を計上する必要があったのですが、結論がこの時期となってしまったことから、例年どおりの予算計上ができなくなってしまいました。しかしながら、令和2年8月移行も調理委託を実施する必要があることから、新年度予算編成において必要な予算措置を行うよう調整しているところです。

以上です。

○高倉委員 ありがとうございます。

そうすると、調理委託期間3年なのですけれども、毎年均等に委託料が発生するという理解でよろしいのですか。それとも、予算を契約当初に違った形でとる必要があるのですか。

○鈴木教育部参事 今回は、令和2年8月以降も必要な予算措置ということで、まず随意契約という形で1年間とりたいと考えております。その後、3年間の場合には、均等でという形になります。

以上です。

○小林委員 ほかにご質問ございますか。

○川嶋委員 今後のことなのですけれども、本日のこの会議の結果などは、保護者さんたちにどのように伝えるのかということをお伺いしたいのですけれども。内容がデリケートで、一般市民からするとわかりにくかったりもするので、注意して伝えてほしいなと願っているのですけれども、事務局はどうお考えですか。

○鈴木教育部参事 文書での配布を考えております。保護者の間でも意見の集約等に至っていない点、あと実際に子供たちが食べている学校給食の話ですので、子供たちに影響が出ないよう、封筒に入れて全家庭に配布するなど、今、委員さんのご指摘のとおり、十分に注意して保護者に伝えていきたいと考えております。

以上です。

○小林委員 そのほかございますか。

私からですけれども、もともとこの提案というのは、市長部局から出てきていると思うのですけれ

ども、今このような状況で方針を出しましたけれども、今後、市長部局との話し合いはどのようなのでしょうか。

○鈴木教育部参事 市長部局との話し合いですが、常に意見交換をしており、11月20日に実施した戦略会議では、これまでの経過として、教育委員会議での内容を報告しております。本日協議した結果につきましては、市長部局に付議します。

以上です。

○小林委員 そのほか委員からありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小林委員 では、ご質問等ないようですので、協議第1号についてお諮りします。

協議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、協議第1号は原案のとおり決定します。

委員質疑

○小林委員 次に、委員質疑についてお願いします。

初めに、委員から質問の趣旨を簡単に説明お願いいたします。

○高倉委員 高倉です。スクールカウンセラーについてお伺いします。

スクールカウンセラーというのが、ここ数年、いじめの対策ということで活用しているということをこの教育委員会議でもよくご報告いただいている。それ以外にも、いじめにかかわらず生徒・児童・保護者の不安解消ですとか、そういう相談窓口として機能しているとは思いますが、実際どういった状況なのかを改めて教えていただきたいと思います。質問いたします。

具体的には、改めて何度かご説明いただいているのですが、実際、現在の配置状況と、それからわかる範囲で、年間の相談実績、小学校と中学校ごとにどういった形かを教えていただければと思います。

あとは、その説明なのですが、この質問の一つに、こういうスクールカウンセラーがあるけど使ってみるかということを中心とした会話の中で言ったときに、子供の側からは、ためらうと。それがどこまで伝わっちゃうのか。聞いてほしいとは思いますが、ためらうことがあるというふうに、間接的になのですが、保護者さんが受けてみたらと言ったら、そういうふうに戻ってきたという話を聞いて、安心して相談できるよということをお願いしたいと思うのと、「学校だより」では、スクールカウンセラー来校日ということでご連絡いただくのですが、具体的にスクールカウンセラーがどういう存在かというのをもうちょっと保護者にも教えていただきたいと思います。どういった説明を家庭に対してと、各学校でもそうなのですが、どんな案内をしているかということをお教えください。

○小林委員 それでは、担当課から説明をお願いします。

○鈴木教育部参事 スクールカウンセラーにつきまして、まず、現在の配置状況というものが1点目にありましたので、現在、小学校で3校の配置をしております。月2回の配置となっております。中学校につきましては5校、週に1回の配置ということで、中学校につきましては、全中学校5校という配置となっております。

続きまして、相談件数と相談人数。小学校、中学校ごとということで、平成30年度につきまして申しますと、小学校は相談件数が363件、相談人数が473人。中学校は相談件数が1,095件、相談人数が1,252名。これにつきましては、延べの人数になっておりますので、合計しますと相談件数1,458件の1,725人ということになります。

続きまして、スクールカウンセラーの活用と、先ほど言った、お子さまがためらうということにつきましてですが、スクールカウンセラーにつきましては、千葉県教育委員会が作成しました千葉県スクールカウンセラー等取扱要綱というものがあります。その要綱に沿って、各学校が活用計画書を作成し、市教委にもその旨を報告をもらっております。

また、守秘義務に関しましては、そのスクールカウンセラー等取扱要綱にもありますが、第18条で守秘義務が記されており、スクールカウンセラー等は、配置校等の長の指揮のもとに職務上知りえた秘密を管理し、漏らしてはならないものとするがあります。子供たちが、そこから漏れてしまうのではないかとというふうに不安に思っているということは、その点の周知がまだ足りない点があるのかなということを感じますので、先ほど最後の質問にありました案内という点では、「学校だより」、ホームページ等を出し、またスクールカウンセラーから「スクールカウンセラーだより」等を発行して発信をしておりますが、まだそういったところで周知なされないものがあるようであれば、各学校にそれを伝えていきたいと思います。

以上でございます。

○小林委員 よろしいでしょうか。

○高倉委員 基本的には、白井市はいわゆる県費負担のスクールカウンセラーさんで、それを何とかやりくりして配置していただいていると思っています。

今伺った件数で、やはり中学校が非常に件数が多いのは、思春期ということもあり、受験を控えた学年ですとかいろいろな問題が、どうしても生徒が抱える問題がいろいろ多様化するからだろうなということを聞いていて思いました。

あと実際に、中学には全校週1という頻度で行っているの、受け皿として機能していると思います。小学校は、むしろ保護者のご相談が多いのではないかと思いますので、受け皿として機能するように充実させてほしいと思っています。意見なのですが。

あと、先ほどの活用のところで守秘義務のお話ありましたが、そうは言っても生徒児童の命とか、安全にかかわることは報告する義務、例えば虐待通告に等しいような報告義務もスクールカウンセラーはあると思うので、なかなか絶対に言わないよというのは、逆に言うと、ミスリードになってしまうと思うのです。私も名案はないのですが、ただ、こういうところが頼れるよという相談窓口をぜひアピールしていただきたいとは思っているの、今後とも現場の声を聞きながら、ぜひ工夫していただきたいと思っています。

以上です。

○小林委員 では、そのようにお願いいたします。

○鈴木教育部参事 ありがとうございました。

○小林委員 それでは、この件に関して、ほかの委員からご質問等ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小林委員 それでは、このスクールカウンセラーの件についての質疑は終わりにいたします。

続きまして、もう一つ、私より出している井戸水を使用している学校についての件について、私からご説明いたします。

防災の訓練会等を通して、第二小学校にある防災井戸について聞く機会がありました。その際に、飲み水には使用できず、生活用水にのみ使用できると言っておられました。しかし、第二小には水道が引かれておらず、井戸水のはずです。防災井戸と、学校や学校付近の家庭の井戸は近いのですけれども、これは違うのでしょうか。同じ井戸水の層からくみ上げているとしたら、同じじゃないかなと思うのです。もし防災井戸と同じ水質の水を第二小学校や周囲の家庭が使用しているとしたら、ちょっと問題ではないかと思いました。それが一点です。

それから、これは防災井戸の説明をした職員の説明が不十分だったのか、それとも水質がよくない水を第二小学校区の人々はもう飲んでしまっているのか、私の家庭もそれに含まれるので。また、児童が家庭から持っていつている井戸水、私のところもそうですけれども、それが不適当な水であったら、これはこれで問題だと思いますので。

それから、その防災井戸の説明の際に、第三小学校と池の上小学校の防災井戸も、飲み水には不適ということでした。その地域は、学校が水道の水を使用していれば大丈夫なのだと思うのですけれども、三小の場合は、その住民の中には井戸水を使っている家庭もあると僕は聞いたのです。この辺のところを学校に関することでもありますので、知りたいと思ひまして質問いたしました。説明をよろしく願ひいたします。

○板橋教育総務課長 私のほうから、どこまでお答えできるかというのはあるのですけれども。

まず、第二小学校の井戸水につきましては、確かに二小の学校の中に防災用井戸があるのですけれども、もちろん二小が使用している井戸とは違う井戸です。もともと第二小学校は、井戸が三つあって、一つは枯れてしまったそうです。それで新しく掘ってみたのですけれども、余りいい水が出なかったもので、さらに深く、何メートルまでは確認はできなかったのですけれども、深く掘った井戸を使っているそうです。

それでも小学校ということでしたらしっかり検査をしたところ、マンガンが基準値以上だということだったので、マンガン除去装置を通しています。そうするとマンガンは除去されますので、安心だということで、マンガン除去装置を通してタンクに水をためて配水しています。検査は9月と2月ごろに実施してまして、いずれも大丈夫だと。水道法ですとか学校保健法に準じた検査をしているということでございます。

井戸水がどこの層で通っているかということとか、あとは地下水脈がどうつながっているかというのは、なかなかわからないそうで、委員ご指摘のように、二小学区の近くについては、環境課で抽出検査をしたこともあるそうで、その際のデータまではお示しはできないのですけれども、問題があるものが出たときには、その家庭の方に説明すると。浄水器をつけるとか、層を深く掘るとかということになるそうです。ただ、直ちに飲めないとかということところまでは、環境課としては指導できないそうです。その数値を示すということまでしかできないそうです。

環境課では業者に取り次ぎをしていて、心配であれば井戸水を持ち込めば、環境課で業者に取り次いで、個人負担にはなってしまうのですけれども、やっていただけるそうです。

ですから、家庭の水が飲めるか飲めないか、そこは全部調べているわけではないのでお答えはしか

ねますけれども、井戸水ですので、そのようにして市民に啓発したり、周知をしながらやっているそうです。第三小の住民の中に井戸水を使っている人もいるようですが、というのも、うちでも把握し切れなかったところがありますので、そこは不明だということで理解いただければと思います。

○小林委員 続きまして、分けて、まず1点、学校についてはいろいろな検査、それから除去しているので大丈夫ということでしょうか。

○小林委員 もう一つ。各家庭についてなのですけれども、そういうのが心配なところは検査をしてということなのですけれども、一般的に全体がだめとか、そういうような、この前の市の方の説明とか、それは説明が不十分だったということ。

○板橋教育総務課長 環境課に確認したところ、あの地域で汚染物質が出ているということではないのだそうです。もともと自然にあるものが出て、それが基準値を超えているということがあるのかなと。ですから、そこは確かに工業団地もあったりして、そういうこともあるのでしょうけれども、何か染み出て汚染物質が入っているということではない。地下水が汚染されていることはないのだそうです。

○小林委員 私のうちでもかつて検査してもらって、一応オーケーということで、それをずっと飲んできたのですけれども、今回あいまいなことになると、特に子供、孫とか、通っている子供がそのまま井戸水を持って行ってはまずいのか。そしたらペットボトルの水を持っていかせないといけないと思うのですよね。

○板橋教育総務課長 井戸水ですので、家庭家庭で全部一緒ではないということです。深く掘って、より安全なものをとるということもあるのかなと。

○小林委員 わかりました。

では最後に、市の方を個人的に非難するつもりはないのですけれども、学校を使つての防災訓練会の説明だったので、その辺のところを教育のほうとそちらの水道部門と打ち合わせて、不十分な説明は誤解を招くので、避けてほしいなと思いましたので、申し入れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○板橋教育総務課長 はい。

○小林委員 ほかの委員から、この件に関してございますか。

○齊藤委員 私も、学校で井戸水を使っているというのは、この質疑を見て初めてわかったのですけれども。教育委員会とはちょっと離れてしまうのかもしれないのですが、水道を引く予定はあるのでしょうか。これは例えば学校に、第一小の井戸だということなのすけれども。

○板橋教育総務課長 井戸水を使っているのは第二小学校だけです。教育委員会として、市として二小区まで水道を引くということは、伺っていません。

以上です。

○齊藤委員 わかりました。

○小林委員 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小林委員 ご質問等ないようですので、委員質疑については、これで終わりにしたいと思います。

以上で本日の議決事項、協議事項、報告事項及び委員質疑に係る議事については終了しましたので、これ以降の進行については、井上教育長にお願いします。

○井上教育長 小林委員には、議事の進行を行っていただきましてありがとうございました。

この後につきましては、私のほうで進行いたします。

○その他

○井上教育長 それでは、10番のその他に移ります。

その他でありましたら、お願いします。

○板橋教育総務課長 それでは、白井市教育委員会の各課の行事予定についてご説明いたします。

こちらの紙をごらんください。

まず教育総務課です。12月3日、本日、定例会議。4、5が一般質問、6日が委員会付託となっております。9日が教育福祉常任委員会、19日が議会閉会日となります。27日が仕事納めとなります。御用始めが6日。7日が令和2年の第1回教育委員会議。11日土曜日「しろいたこあげまつり」。16日木曜日が令和元年度市町村教育委員研究協議会。これ備考欄に川嶋委員となっていますけれども、これは欠席という形で、誤記でございましたので、申し訳ございませんでした。

学校政策課。12月26、27日が学校閉庁日となっております。

生涯学習課です。6日が立春式。これは高倉委員お願いします。11日水曜日が小林委員、12日木曜日が川嶋委員、13日金曜日が齊藤委員。1月12日の成人式を挟みまして、16日立春式が教育長の出席となります。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○井上教育長 ありがとうございます。

この学校政策課から出ている学校閉庁日については、大体ご存じですか。前に説明ありましたか。

○高倉委員 ぜひもう一度お願いします。

○井上教育長 どういう内容かということと、どういう意味合いでやっているかということについて。

○小泉教育部長 学校閉庁日につきましては、日直を置かない日ということで、誰も学校にいないでもいいですよという日と考えていただければと思います。夏休みのお盆時期に5日間、それからこの冬休み中には、通常は御用納めは28日なのですけれども、26日、27日も学校閉庁日ということで設けております。そうすることによって、職員が休みをとりやすくなるという目的がございまして、働き方改革の中の一つの職員の体調を思っている施策といえますか、一つの方法ということで考えております。

○井上教育長 こういうふうにしないと、1人は日直を置かなきゃいけないのです。なので、教育委員会が定めると、誰も来なくても、この日は基本、教育委員会で対応しますよという体制にするので。基本、この日は出勤は極力しないでください、休んでくださいと職員には伝えているので、休みがとりやすく、多くなるという感じですよ。

○小泉教育部長 そうですね。

○高倉委員 完全閉校というのですか。完全に閉める、つまり部活なのですから。ではないのですよね、これ。そのあたりが。

○井上教育長 基本的には部活もなしです。大会とか重要なものがなければ。閉庁日というのは、職員も勤務がないということなので、部活もないというのが原則です。よほど事情がある場合は別ですけども。

○小泉教育部長 追加で言い忘れたので。学校へ電話かけても誰も出ないという状況が生まれるわけですから、特に子供の大きな事故であるとか、病気であるとか、そういった情報については、教育委員会の番号を「学校だより」等で知らせてありますので、その閉庁日については、教育委員会に電話が入る形になっているのですが、やってみて、今のところたくさんの電話がかかってきてしまうとかという状況はないです。

以上です。

○井上教育長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか、その他で。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、以上をもちまして本日の会議は終了します。

次回は1月7日です。火曜日、午後2時からになっています。本日はお疲れさまでございました。

午後2時55分 閉 会